
令和 3 年 8 月

砺波市議会定例会議案

令和 3 年 8 月 3 0 日

砺波市議会 8 月定例会

令和3年8月砺波市議会定例会議案目次

1	議案第49号	令和3年度砺波市一般会計補正予算（第5号）	1
2	議案第50号	令和3年度砺波市病院事業会計補正予算（第2号）	6
3	議案第51号	となみっ子応援基金条例の制定について	7
4	議案第52号	砺波市手数料条例の一部改正について	9
5	議案第53号	砺波市資料館条例の一部改正について	10
6	議案第54号	砺波市営バス条例の一部改正について	11
7	議案第55号	砺波市営駐車場条例の一部改正について	12
8	議案第56号	砺波市庄川健康プラザ条例の一部改正について	14
9	議案第57号	令和2年度砺波市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	15
10	議案第58号	令和2年度砺波市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	16
11	議案第59号	市道路線の認定及び廃止について	17
12	認定第1号	令和2年度砺波市一般会計歳入歳出決算認定について	18
13	認定第2号	令和2年度砺波市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	19
14	認定第3号	令和2年度砺波市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	20
15	認定第4号	令和2年度砺波市霊苑事業特別会計歳入歳出決算認定について	21
16	認定第5号	令和2年度砺波市水道事業会計決算認定について	22
17	認定第6号	令和2年度砺波市工業用水道事業会計決算認定について	23
18	認定第7号	令和2年度砺波市下水道事業会計決算認定について	24
19	認定第8号	令和2年度砺波市病院事業会計決算認定について	25

議案第49号

令和3年度砺波市一般会計補正予算（第5号）

令和3年度砺波市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300,583千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,945,359千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年8月30日 提 出

砺波市長 夏 野 修

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金		15,762	80	15,842
	1 分担金	1	80	81
14 国庫支出金		2,157,835	34,400	2,192,235
	1 国庫負担金	1,449,265	4,000	1,453,265
	2 国庫補助金	682,624	30,400	713,024
15 県支出金		1,366,380	181	1,366,561
	2 県補助金	621,846	181	622,027
17 寄附金		18,905	200,000	218,905
	1 寄附金	18,905	200,000	218,905
19 繰越金		201,927	62,322	264,249
	1 繰越金	201,927	62,322	264,249
21 市債		2,194,702	3,600	2,198,302
	1 市債	2,194,702	3,600	2,198,302
補正されなかった款項に係る額		16,689,265	—	16,689,265
歳入合計		22,644,776	300,583	22,945,359

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,262,103	220,435	2,482,538
	1 総務管理費	1,641,703	219,340	1,861,043
	3 戸籍住民基本台帳費	149,982	600	150,582
	7 交通対策費	155,414	495	155,909
3 民生費		6,532,197	284	6,532,481
	1 社会福祉費	2,491,621	284	2,491,905
4 衛生費		3,249,275	31,600	3,280,875
	1 保健衛生費	1,010,724	19,400	1,030,124
	2 環境対策費	775,155	12,200	787,355
6 農林水産業費		891,216	78	891,294
	1 農業費	265,250	78	265,328
7 商工費		992,433	19,007	1,011,440
	1 商工費	992,433	19,007	1,011,440
8 土木費		2,192,980	3,000	2,195,980
	4 都市計画費	1,096,690	3,000	1,099,690
10 教育費		1,961,945	21,779	1,983,724
	2 小学校費	395,317	1,114	396,431
	3 中学校費	225,923	865	226,788
	5 社会教育費	528,607	19,800	548,407
11 災害復旧費		16,114	4,400	20,514
	1 農林水産業施設災害復旧費	6,800	4,400	11,200
補正されなかった款項に係る額		4,546,513	—	4,546,513
歳 出 合 計		22,644,776	300,583	22,945,359

第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
富山県共同利用型電子入札システムクラウドサービス提供業務委託	令和4年度から 令和9年度まで	7,356

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
農林業施設災害復旧事業債	0	3,600	3,600	補正前に変わらず(普通貸借又は証券発行)	補正前に変わらず(5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率))	補正前に変わらず(借入れの年から据置期間を含め30年以内に半年賦若しくは年賦又は元利均等若しくは元金均等で償還する。ただし、市財政の都合により繰上げ償還し、償還期限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。 なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。)
補正されなかった地方債	2,194,702	—	2,194,702			
計	2,194,702	3,600	2,198,302			

議案第50号

令和3年度砺波市病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和3年度砺波市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和3年度砺波市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第4号中「498,729千円」を「503,729千円」に改める。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 資本的収入	662,090千円	5,000千円	667,090千円
第4項 補助金	40,840千円	5,000千円	45,840千円
	支	出	
第1款 資本的支出	1,756,090千円	5,000千円	1,761,090千円
第1項 建設改良費	679,101千円	5,000千円	684,101千円

令和3年8月30日 提 出

砺波市長 夏 野 修

議案第 5 1 号

となみっ子応援基金条例の制定について

となみっ子応援基金条例を次のように制定する。

令和 3 年 8 月 3 0 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

となみっ子応援基金条例

(設置)

第 1 条 砺波市出身の清澤謙修氏が創業したアサヒホーム株式会社からの寄附による 2 億円の財産及び今後この条例の趣旨に賛同する者の寄附をもって、本市の少子化対策を推進するため、となみっ子応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）に定める額とする。

2 この条例の趣旨に賛同する者から寄附があったときは、予算の定めるところにより、基金に追加して積立てをすることができる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管するものとする。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、少子化対策事業の財源に充て、又はこの基金に編入するものとする。

(処分)

第 5 条 基金は、少子化対策事業の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第 6 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 2 号

砺波市手数料条例の一部改正について

砺波市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 8 月 3 0 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市手数料条例の一部を改正する条例

砺波市手数料条例（平成 1 6 年砺波市条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「現金で」を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

議案第 5 3 号

砺波市資料館条例の一部改正について

砺波市資料館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 8 月 3 0 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市資料館条例の一部を改正する条例

砺波市資料館条例（平成 1 6 年砺波市条例第 7 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項中「現金で」を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

議案第 5 4 号

砺波市営バス条例の一部改正について

砺波市営バス条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 8 月 3 0 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市営バス条例の一部を改正する条例

砺波市営バス条例（平成 1 6 年砺波市条例第 1 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項第 1 号から第 3 号まで及び別表第 2 中「現金」を「普通利用」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

議案第 55 号

砺波市営駐車場条例の一部改正について

砺波市営駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 8 月 30 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市営駐車場条例の一部を改正する条例

砺波市営駐車場条例（平成 16 年砺波市条例第 123 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「徴収するものと」の次に「し、回数券を発行する場合は、その発行の際徴収するものと」を加える。

第 15 条を第 16 条とし、第 10 条から第 14 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 9 条に次の 1 項を加える。

2 市長は、駐車場を利用する者の利便性を図るため、回数券を発行するものとする。

第 9 条を第 10 条とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（使用料の還付）

第 9 条 既納の使用料は還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、別に定めるところにより、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 6 条関係）

1 使用料

使用区分	金額
入場した時から 30 分まで	無料
入場した時から 30 分を超え、60 分まで	200 円
入場した時から 60 分を超えた場合、入場した時から 24 時間ごと （24 時間未満の端数は、24 時間とする。）	300 円

2 回数券使用料

種別	単位	金額
200 円券	11 枚組	2,000 円

240円券	2,400円
300円券	3,000円

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。

議案第 56 号

砺波市庄川健康プラザ条例の一部改正について

砺波市庄川健康プラザ条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 8 月 30 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市庄川健康プラザ条例の一部を改正する条例

砺波市庄川健康プラザ条例（平成 18 年砺波市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項中「、現金で」を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 57 号

令和 2 年度砺波市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 2 年度砺波市水道事業会計未処分利益剰余金 346,804,134 円のうち、137,000,000 円を減債積立金に、209,804,134 円を建設改良積立金に積み立てるものとする。

令和 3 年 8 月 30 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

議案第 58 号

令和 2 年度砺波市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 2 年度砺波市下水道事業会計未処分利益剰余金 151,566,081 円を減債積立金に積み立てるものとする。

令和 3 年 8 月 30 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

議案第 59 号

市道路線の認定及び廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項において準用する第 8 条第 2 項の規定により、市道の路線を次のとおり認定し、及び廃止することについて、議会の議決を求める。

令和 3 年 8 月 30 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

記

1 認定する路線

認定路線名	起 点	終 点	重要な経過地
頼成一番街 1 号線	頼成	頼成	
頼成一番街 2 号線	頼成	頼成	
頼成一番街 3 号線	頼成	頼成	
青島東部区画 1 号線	庄川町青島	庄川町青島	

2 廃止する路線

廃止路線名	起 点	終 点	重要な経過地
青島東部区画 1 号線	庄川町青島	庄川町青島	

認定第 1 号

令和 2 年度砺波市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度
砺波市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 8 月 30 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

認定第 2 号

令和 2 年度砺波市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 2 年度砺波市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 8 月 3 0 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

認定第3号

令和2年度砺波市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度砺波市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年8月30日 提 出

砺波市長 夏 野 修

認定第4号

令和2年度砺波市霊苑事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度砺波市霊苑事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年8月30日 提 出

砺波市長 夏 野 修

認定第 5 号

令和 2 年度砺波市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 2 年度砺波市水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 8 月 30 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

認定第 6 号

令和 2 年度砺波市工業用水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 2 年度砺波市工業用水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 8 月 30 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

認定第7号

令和2年度砺波市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和2年度砺波市下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年8月30日 提 出

砺波市長 夏 野 修

認定第 8 号

令和 2 年度砺波市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 2 年度砺波市病院事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 8 月 30 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

